

改正石綿則・大防法早わかり表

石綿含有の有無にかかわらず全ての部材の事前調査が義務化（3年保存）

調査者・分析者の資格要件が法制化

（特定・一般建築物石綿含有建材調査者、アスベスト診断士、日測協A・Bランク等）

調査方法の明確化（設計図書等文書、目視、分析）

ほとんどの建物の解体・改修工事の事前調査結果届け出義務化

（電子システムによる 解体：床面積80㎡以上 改修：請負金額100万円以上）

改正法施行のタイムスケジュール

